

出雲地区

保護司会だより

第17号

少年審判と家庭裁判所

松江地方裁判所 判事補 松岡 祐美



家庭裁判所では、罪を犯した少年に対して適切な処分を選択するため、少年審判を行っています。

少年事件では、成人と比較して、法律上多様な処分をすることができ

ます。

少年による凶悪犯罪が社会の耳目を集めている中、少年を成人と別に扱うことに違和感をもつ方もおられるかもしれません。このような異なる扱いがされている理由の一つに、少年の可塑性^{かそせい}があげられています。すなわち、少年は人格の発展途上であり、教育的可能性に富んでいるということで、指導や教育によって再犯を防止すれば、社会にとっても将来にわたって犯罪者が少なくなるという意味で利益であると考えられています。

裁判官として少年と向き合っていると、最初は自分が捕まったことへの後悔しか話さなかった少年が、次

第に被害者の気持ち、家族の気持ち、自分の弱さを振り返るようになり、短期間での成長を感じることがあります。そして、多くの少年は、家庭裁判所の審判を受ける時、立ち直り立派な大人になりたいとの意欲をもっています。

ただ、審判を終え、社会に戻った少年の中には、家庭環境に問題があるために、モデルとなる大人がいなかったことがあります。また、仕事や学校等の生活基盤がないために、従前、ともに非行を繰り返してきた友人からの誘いに同調してしまうこともあります。もちろん、難しい環境の中、立ち直っていく少年もいますし、本人の意識と努力が最も重要ではありますが、一人での立ち直りは大変なことです。

そのような少年に対する家庭裁判所の処分の一つが保護観察です。保護観察では、少年に社会の中で生活させながら、保護観察官や保護司による指導監督を受けさせ、改善更生を図ります。中には、保護司との面接を続けるうち、学校に適応できず

反抗的な態度しかとれなかった少年が素直さを取り戻すことや、無職の少年が保護司の協力により仕事を始めることもあると聞きます。これらは、少年の立ち直りに直接つながる上に、社会が罪を犯した少年を阻害しておらず、彼らを受け入れることはできるのだということを実感させることにもつながります。自分たちさえよければいいという狭い世界の中で非行に陥った少年にとって、自分と社会とのつながりを再認識させることは、二度と非行をしない気持ちを確固たるものにします。

私も審判においては、少年に対し、自分のしたこと重大さや自分の問題点を理解させ反省を深めるよう働きかけておりますが、それで全てが終わる訳ではありません。いったん罪を犯した少年を、非行少年である^{ひんぎん}と見捨てることなく、少年の居場所であるべき社会が寄り添うことは、再犯防止のために大変重要であると考えています。



人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク60周年



第62回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱：法務省

「社会を明るくする運動」は地域みんなの運動

趣 旨	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、次の活動を推進する。
強調月間	7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。
行動目標	①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう ③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう
重点事項	「立ち直りを支える取組についての理解促進」 「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

メッセージ伝達

出雲地区保護司会では、次の日程により法務大臣からの「社会を明るくする運動」メッセージを伝達いたします。

これは「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする」趣旨に基づいて、法務大臣が国民に向けたメッセージを首長に伝達するものです。

と き 七月二日（月）

午前九時三十分～十一時

と ころ 出雲市役所 一F

くにびき大ホール

伝達者 出雲地区保護司会会長

受託者 出雲市長

参加者 一般市民、保護司、更生

保護女性会会員、BBS

会会員、青少年育成市民

会議会員、民生委員・児

童委員、少年補導員、出

雲警察署他

出雲地区保護司会の

その他の取組

- ① 広報車やショッピングセンターでの街頭キャンペーン活動
- ② 標語の募集
対象：小学生、中学生、一般
- ③ 作文の募集
対象：小学生、中学生
- ④ ミニ集会の開催等地域との連携・協働活動の推進
- ⑤ 中学生との対話集会や講演会の開催
- ⑥ 市民啓発講演会の開催



平成23年出雲市メッセージ伝達式

募集のお知らせ

標語

「社会を明るくする運動」強調月間にあわせて、「犯罪のない明るいつづくり」「青少年の非行防止」がアピールできる標語を募集します。

一般の部

応募資格

出雲市内に居住する方

募集方法

一人三点以内とし、自作、未発表のもので、用紙は自由です。作品には住所・氏名・電話番号を記入してください。

提出先

市役所・各支所・コミュニティセンター・公民館・郵便局・社会福祉協議会などに設置してある投稿箱に入れていただくか、出雲更正保護サポートセンター（出雲地区保護司会）まで郵送してください。

募集期間

七月一日～七月三十一日

表彰

次のとおりです。

※最優秀賞 一点（賞状・副賞）
※優秀賞 五点（賞状・副賞）
※佳作 十点（賞状・副賞）

小学生・中学生の部

応募資格

出雲市内の小学生・中学生

募集方法

一人三点以内とし、自作、未発表のもので、用紙は自由です。作品には住所・学校名・学年を記入してください。

提出先

各学校を通じて提出してください。

募集期間

夏休み期間中

表彰

次のとおりです。

※最優秀賞 一点（賞状・副賞）
※優秀賞 二点（賞状・副賞）
※佳作 十点（賞状・副賞）
※詳細については、各小・中学校を通じてお知らせします。

作文

小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活・学校生活や地域の中で体験したことを基に、犯罪や非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、運動に対する理解を深めてもらうことを目的として実施されます。

主催

「社会を明るくする運動」島根県推進委員会

後援

島根県小学校長会・島根県中学校長会・島根県保護司会連合会・更生保護法人島根県更生保護観察協会・島根県更生保護女性連盟・島根県BBS連盟・山陰中央新報社

応募規定

応募資格

島根県内の小学生及び中学生

テーマ

「社会を明るくする運動」の趣旨を踏まえて、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行に関して考えたことや感じたことなどを題材としたものとします。

原稿枚数

四百字詰め原稿用紙三～五枚程度

応募先

出雲地区保護司会（学校を通じて）

提出してください。

募集締切日

九月十日（月）

その他

応募作品は、自作、未発表のものに限ります。応募に当たっては、題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記してください。

選考

島根県推進委員会に優秀作品を推薦し、審査のうえ入賞作品が決定されます。また、入賞作品の中から小学生の部・中学生の部の各三点以内を選考し、同中央推進委員会（法務省）に推薦されます。

◎標語・作文の入選作品は十二月に発行する保護司会だよりに掲載します。

◎問合せ先

出雲更正保護サポートセンター

（出雲地区保護司会）

出雲市小山町五五二番地

TEL 二三一七一九〇

保護サポートセンター

出雲更生保護 開設
サポートセンター

出雲地区保護司会では本年4月2日、法務省の指定を受けて出雲更生保護サポートセンターを開設しました。5月14日には、ニューウェルシティ出雲を会場に、関係機関や関係団体の皆さまの他、出雲地区保護司会会員出席のもと、同サポートセンターの開所式を行い、出雲地域における更生保護活動の一層の推進を誓いあいました。

「出雲更生保護サポートセンター」

開所にあたって

出雲地区保護司会会長 坂本 圭 祥

今般、国の施策である「更生保護サポートセンター」設置の指定を受け、喜びにたえません。これもひとえに松江保護観察所のご指導・支援の賜物と感謝しています。

平成二十年六月一日「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」が整理・統合され、更生保護制度を脆弱から強靱なものへとの思いで、新たに「更生保護法」が制定、全面施行になりました。この新法により、私たちの保護司組織の基盤整備が進められ、さらに保護司活動の充実強化の中で、組織の拠点づくり構想が提唱されてまいりました。

平成二十年六月一日「犯罪者予防更生法」と「執行猶予者保護観察法」が整理・統合され、更生保護制度を脆弱から強靱なものへとの思いで、新たに「更生保護法」が制定、全面施行になりました。この新法により、私たちの保護司組織の基盤整備が進められ、さらに保護司活動の充実強化の中で、組織の拠点づくり構想が提唱されてまいりました。

時間同じくして「出雲地区保護司会」も、往時は事務局局長等個人宅に事務所を設置していましたが、業務の多様化や個人宅での対象者の面接など、時代の流れとともに負担を感じ、苦慮する状況に至りました。そうした現状を鑑みて、地区組織の事務所を構える必要性を感じ、地区会保護司各位の賛同を得て、

事務室と会議室を構えることができました。

この拠点を十分に活用し、保護司の集いの場として、互いの悩みの相談や、相互の活動状況などの情報交換と自己研鑽の場となればと励めてまいりました。また、更生保護女性会・BBS会・協力事業主会など、更生保護に携わっている関係各種団体の皆様方のほか、地域の方々にも活用していただくなど、まさに出雲地域における「更生保護ネットワーク」の拠点として運営してまいりました。

機ここに熟し、国の施策として「地域処遇会議」の推進策として「更生保護サポートセンター」の設置が提唱され、昨年は松江地区保護司会が、さらに本年は、出雲地区保護司会が指定を受けることになりました。すでに事務所を構えている当地区会としては、公的認証を得て大変喜ばしく存じています。

この「出雲更生保護サポートセンター」を出雲地域における

更生保護活動の拠点として、出雲市をはじめ、警察・学校・社会福祉協議会・地区コミュニティセンターなどの関係機関諸団体はもちろんのこと、各方面組織との密接な連携と絆を深めていくことができれば、この上ない幸せと存じます。

「連携」とは、双方向の協力関係のことであり、一方的な支援を期待するだけでは、関係強化にはつながらないとされています。更生保護事業・保護司活動の認知度を上げる上でも、このセンターの活用・充実が望まれます。

犯罪や非行も複雑多様化し、保護司の保護観察対象者への指導措置も難しくなってきた

昨今、保護司間の連携はもちろんのこと、犯罪や非行のない、安心安全な地域社会を築く、犯罪予防活動の拠点となるよう努めてまいりたく存じます。どうか、関係各位のさらなるご指導、ご鞭撻とご協力をお願い申し上げます。

出雲更生保護サポートセンターの開所日

- 開所日：月曜日～金曜日（但し、祝日・年末年始等は除く。）
- 開所時間：午前9時～午後4時
- 電話：0853-22-7190 FAX：0853-22-7191



「出雲地区協力事業主会」とは、更生保護の協力組織として保護観察及び更生緊急保護の対象者の更生の援助をはじめ、更生保護事業の充実発展に寄与することを目的として、出雲市及び旧斐川町内の事業所十社のご協力をいただき、平成十八年三月六日に結成されました。

罪や非行を犯した人たちがどんなに立ち直ろうとしても、社会の偏見や冷たい視線の中では、再び罪や非行に陥ることもあります。

人が人としてより良く生きようとするためには、社会の理解が不可欠です。犯罪や非行歴のある人たちを差別することなく積極的に雇用し、その更生を支援する協力事業主は、今年四月一日現在（速報値）全国に九千九百五十三人、島根県では五十三人の方がいらっしゃいます。

就労は、規則正しい生活の中心となるものだけに、単に雇用するだけにとどまらず、その人たちの心情をもよく

「出雲地区協力事業主会」への参加呼び掛け

理解して、時に激励し、時には指導し、そうして安定した職場を提供していただけるのも協力事業主の方であり、更生保護の大切なサポートです。

犯罪や非行をした人たちは職業安定所の紹介による就職も困難なケースが多いのが現状です。立ち直ろうとする人たちが就労の場を得ることは更生の第一歩です。罪や非行を犯した人たちに對し就労の場を提供していただける事業主の方々を求めています。

この趣旨にご賛同賜り、協力事業主として私たちと共に手を携えて更生保護活動を行っていただける事業主の皆様方のご協力、お力添えを衷心よりお願い申しあげます。

協力いただける方や、内容を詳しくお聞きになりたい事業主の方は、出雲更生保護サポートセンター（出雲地区保護司会）までご連絡ください。

広報ビデオ等の貸出しのお知らせ

犯罪や非行をした少年たちの立ち直りを理解し、支援するために「社会を明るくする運動」に併せて作製された広報用ビデオやDVDがあります。青少年問題を考える集いなどへの貸出しをしています。貸出を希望される場合は、お近くの保護司又は出雲更生保護サポートセンター（保護司会事務局）までお問い合わせください。

ビデオの題名など

- ・君は 一人じゃない 三十分
 - ・おはよう そしてありがとう 三十分
 - ・おやじのひとこと 三十分
 - ・クラスメート 三十分
 - ・walk together 三十分
 - ・一緒に歩いていこう 三十分
 - ・二つの道（ビデオ・DVD） 三十分
 - ・心のリレー（DVD） 三十分
 - ・心の家路（DVD） 三十分
 - ・ボクの居場所（DVD） 三十分
- （この他に更生保護活動に関するものなどもあります。）

作品紹介

「君は 一人じゃない」

―あらすじ―

度重なる非行で保護観察処分となった奈津美…。保護司の提案で、地域で面倒見の良さで知られている食堂の女主人・きみのもとで働くことになったが、遠慮なくものを言うきみと反抗的な態度の奈津美は、当初から衝突を繰り返す。…そんなある日、店の裏でたばこを吸っていた奈津美を見たまきは、思わず奈津美の頬を張った：

本作品は、保護観察中の少女と地域の人たちのふれあいを描いています。罪を犯したり非行をした人たちが更生するためには、自分を受け止めてくれる人や場所が必要で。そのため、私たち一人ひとりは何ができるのか、また、何をしたらいいのでしょうか。この作品がそんなことを考えるきっかけになってくれればと思います。

【社会を明るくする運動啓発講演会】

子どもを叱れない 大人たちへ

どう、 子どもと 向き合うか？

少年院慰問、1000回。非行少年・少女の言葉に
耳を傾け続けてきた落語家が語る、彼らの心の内と
大人たちへの直言。

「…そうして彼らと話していくと、必ず出てくるのが親と先生の
話です。お父さんもお母さんも学校の先生も、どうぞ彼らの話を
聞いてください。」

7/15 日 午後2時～
ビッグハート出雲 白のホール

主催：出雲地区保護司会

協賛：出雲市社会を明るくする運動推進委員会

入場料
無料
定員341名



講師 **桂 才賀** 師匠

(落語家。法務省少年院篤志面接委員)

■職歴・経歴

1950年 東京生まれ。
1969年 海上自衛隊入隊(舞鶴101期)。
1972年 九代目桂文治に入門、桂文太を名乗る。
1978年 師匠他界のため古今亭志ん朝門下に移り、古今亭朝次となる。
1985年 真打に昇進し、7代目桂才賀を襲名。この間、80年1月から日本テレビ「笑点」若手大喜利に出演、同年10月よりレギュラーメンバーに昇格(8年間)。
他 多くのテレビ番組に出演。
1988年10月に 法務省・少年院篤志面接委員(久里浜少年院・茨城農芸学院)に任命される。
以来、高座、テレビ、ラジオで活躍する傍ら、少年院篤志面接委員として全国の少年院を訪問。青少年と建前抜きの本音のつき合いを深めている。

お問い合わせ：出雲更生保護サポートセンター(出雲地区保護司会)
〒693-0051 島根県出雲市小山町552番地 TEL 0853-22-7190 FAX 0853-22-7191

「美保学園」の取組から学んだ今後のBBS活動

出雲地区BBS会

副会長 春日智徳

昨年九月十五日、出雲地区BBS会では、出雲地区保護司会と松江保護観察所の協力を得て、全国で五十二か所ある少年院の一つの「美保学園」を、保護司さん一名と四名の会員が視察をさせていただきましました。

初めての少年院視察ということ、事前にイメージしていたのは、高い外壁に囲まれ、入口で警備の方からチェックを受けるような厳重な警戒が敷いてある施設と思っていました。

しかし、塀は公園にあるような腰高度のフェンスで、学園への出入口は施錠がしてない、一見すると少年院という罪を犯した子どもたちが入っている施設には見えませんでした。

学園に入り、職員の方から説明を受けるうちに、「美保学園」が何

故そういった構造になっているのかその理由がわかりました。

「美保学園」は、家庭裁判所の審判で少年院送致の保護処分を決定された十四才から二十才(原則)の少年が収容される施設で、初等中等、特別、医療と大きく三つに分類される施設のうち、初等中等施設に位置付けられ、その中でも収容期間が六か月と短期の少年院のため、厳重な警備ではないことがわかりました。

少年たちは、社会復帰した時に社会での生活がきちんと送られるよう、三段階の教育プログラムで生活していました。

印象的だったのは、少年たちが「美保学園」の近くにある福祉施設へ奉仕体験に行く時、職員の同行もなく、一人で自転車に乗って出かけていくという話を聞いたこと

です。このような取組ができるのは、少年に対する職員の信頼感と共に、福祉施設や地域住民の理解と信頼がなければできないことであると感じました。

また、ここ「美保学園」では少年たちに対する信頼感の他に、家族を信頼するという大切な取組も行われていました。

それは、出院間近の少年とその家族に使用が許される施設が同一敷地内にあり、建物としては完全に独立した家庭寮の存在です。ここには、風呂やキッチンなどの設備があり、家庭と同じような時間が過ごせるようにしてあります。

家庭寮は、職員の監視下にはなく、家族だけで時間が過ごせ、家庭の絆を取り戻す第一歩として活用されるそうで、一緒に食事をし

たり、中には一緒に風呂に入って背中を流しあう家族もあるそうです。

このような取組は、仮に逃走でもされれば大きな社会問題になるでしょうが、そういったリスクを懸念するのではなく、少年や家族に対する「あなたたちを信頼しています」という、職員からの大切なメッセージであると感じました。

今回の視察を終えて、私たちも一人ひとりが同じ人間で、兄弟でもあるような気持ちで彼らに接する必要があるのではないかと思います、彼らが地域に帰り、普通に暮らせるような環境づくりに取り組まなければいけないと感じました。





更生保護、 あなたの善意が 事業の支え。

近年、社会を震撼させるような犯罪が相次いで発生し、大きな社会問題になっています。

このような犯罪を予防するには、地域社会から犯罪に陥る者が出ないように環境を浄化するなど、犯罪予防活動を展開することが必要です。一方、犯罪に陥った者が再犯をしないよう保護や指導をすることも特に大切なことです。矯正施設から釈放になった者が、再び罪を犯すことのないように温かく迎え入れて、職業や住居確保について助言や援助を行うなどして更生への自覚を促進し、安定した生活につかせ善良な社会の一員として復帰させることが、社会全体として極めて重要な問題です。

これらの仕事には、社会奉仕の熱意と人間愛の精神に基づき、島根県下およそ五〇〇人の保護司並びに更生保護関係の機関・団体である島根更生保護会、島根県更生保護女性会、島根県BBS会、島根県協力事業主、NPO法人島根県就労支援事業者機構の人たち

が日夜これにたずさわり、犯罪前歴者や非行青少年の更生保護に努力を続けています。

犯罪のない安全・安心な明るい社会を構築することを目的とする更生保護事業には種々の施策が講ぜられています。地域住民の皆さんのご協力なくしては出来ない仕事であります。

一人でも多くの理解ある協力者を社会に求め、物心両面に亘るご支援がなければ、その目的を達成することは困難です。

島根保護観察協会は、こうした状況に対処するため、県下における犯罪予防並びに保護司活動等の充実を図る目的をもって組織されています。

何卒、趣旨をご理解いただき、左記の会費を納入いただきご協力を賜りますようお願い申し上げます。

普通会員	年額	一千元以上
協力会員	年額	三千元以上
賛助会員	年額	五千元以上
特別会員	年額	一万円以上
名誉会員	年額	十万元以上

更生保護法人島根保護観察協会

理事長 溝口 善兵衛

お礼とお願い

出雲地区では、昨年度、約千九百名の皆さまに観察協会にご加入のうえご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。
今年度も、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

出雲地区保護司会

会長 坂本 圭祥

保護司の異動

◎退任

成相 教専 (湖陵)

(平成二十四年一月六日付)

妹尾 邦昭 (高松)

荒木 経若 (灘分)

(平成二十四年三月五日付)

長永 禅教 (大津)

(平成二十四年五月三十一日付)

◎新任

石川 潤子 (塩治)

山本 孝司 (高松)

濱村 芳文 (灘分)

園山 基文 (多伎)

(平成二十四年六月一日付)

お知らせ

「特定非営利活動法人いずもサポートセンター」については、本年二月十七日、今後の活動継続が困難であるという理由で解散されました。

出雲地区保護司会

広報部会編集委員

◎安田 公臣

○天野 良枝

安住 文雄

川上 清子

勝島 徹正

一ノ瀬隆男

小倉 郁子

園山 恵子

野津 雅史

松村 正利

富岡 俊夫

藤田 努

岡 賢治

延本 輝典

坂根 光紀

石飛 準

園山 基文

◎ 部長 ○ 副部長

編集後記

松江地方裁判所松岡佑美判事補に、少年審判について執筆をお願いしました。裁判官の立場から罪を犯した少年との向き合い方や再発防止のために重要なことなどお考えを寄せていただきました。ありがとうございました。

(安田公臣)